

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組について

当行は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が共同で設置）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。※）を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しております。

当行は、今後、本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めることとし、お客さまにおいて、本ガイドラインにおける以下要件を将来にわたって充足すると見込まれる場合には、原則として経営者保証を求めないものとします。

- ・ 法人と経営者との一体性解消
- ・ 経営の透明性確保
- ・ 財務基盤の強化

なお、検討の結果、経営者保証のご提供をお願いする場合には、「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか」、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」について、お客さまにご理解、ご納得頂けるよう具体的な説明を行うよう努めて参ります。

また、本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対するよう努めて参ります。

※中小企業の経営者保証に関する契約時および保証履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的準則

本ガイドラインの詳細については、以下の URL をご参照ください。

全国銀行協会：<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

日本商工会議所：<https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>